

國學院大學学術情報リポジトリ

神宮教の組織と活動に関する基礎的研究

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 武田, 幸也 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00002048

神宮教の組織と活動に関する基礎的研究

武田 幸也

要旨

神宮教は、明治十五年の神宮教導職の分離により、神宮司庁と神宮教院の分離によって成立した教派神道一派である。しかし、これまでの教派神道研究では、神宮教を含まない、神道十三派の研究が中心を占めてきた。他方、近代神道史からの研究では、神宮教の前身である神宮教院や、活動の中心となった東京大神宮に関する研究は比較的充実しているが、神宮教について包括的に論じた研究はほとんど存在しない。そこで、本稿では、神宮教の「教規」を基にその組織について概観し、神宮教の機関誌『教林』から神宮教の活動を論じ、その教育機関である神宮教々校についても言及した。

神宮教の機関誌『教林』からは、神宮教の教化活動として、活発な説教活動が行われていることが確認される。この神宮教の説教活動を支えたのが神宮教の教師である。それを踏まえ、神宮教の教育機関である神宮教々校の性格や、神宮教と皇典講究所・國學院の関係から神宮教の教師養成において国学が重視されていたことを論じた。

キーワード

神宮教院、神宮教、神宮教教規、神宮教教師、神宮教々校、皇典講究所・國學院

はじめに

神宮教は、大教宣布において、「伊勢の神宮祠官を中心として組織された神宮教院の活動には少からず見るべきものがあつた。」と評価される、神宮教院を母体として、明治十五（一八八二）年の神宮教導職分離による神宮司庁と神宮教院の分離を経て成立した教派神道一派である。⁽¹⁾しかし、これまでの教派神道研究では、神宮教を含まない、神道十三派の研究が中心を占めてきた。このため、教派神道研究から神宮教を論じた研究は、ほとんど存在しない。これは、井上順孝の、「神道神宮教は、明治三二年に解散し、財団法人神宮奉斎会となつたので、神宮教を教派神道一派としては論じないことが多い。」という指摘の通りであろう。⁽²⁾他方で、近代神道史による研究からは、神宮教の前身である、神宮教院や神宮奉斎会、或いはそれらの団体の

活動の中心となつた東京大神宮に関する研究は比較的充実しているものの、神宮教院以後の歴史に関しては、ほとんど論じられていない。かかる現状は、史料上の制約以外にも、神宮教の特異な性格が挙げられよう。つまり、神宮教はその前史が高く評価されている割には、井上が指摘するように、明治三十二年（一八九九）の財団法人神宮奉斎会への改組のため、研究対象として、教派神道に含まれず、また、近代神道史でもそれほど顧みられなかつたのである。このような神宮教の複雑な性格が神宮教の研究を進展させえなかつた主な理由といえよう。こうした現状において神宮教の研究として、まず挙げられるものは、『東京大神宮沿革史』⁽³⁾である。『東京大神宮沿革史』は、神宮教に関する史料をかなりの数挙げており、神宮教時代を考える上で最も基礎的な研究として位置づけられる。ただし、本書は明治初年の神宮教院の設立から神宮教、神宮奉斎会を経て現在の東京大神宮に至る経緯を論述したもの

であるためか、神宮奉斎会時代に比べ、神宮教時代については詳細に論じていない。次いで挙げられる研究は、久保田収の「神宮教院と神宮奉斎会」⁽⁷⁾である。久保田の研究は、明治五年に設立した神宮教院から神宮教・神宮奉斎会を経て、神社本庁へ発展的解消を遂げるまでの期間の活動を、通史的に論じている。しかし、その題目からも明らかのように、神宮教時代に関して多くを論じている訳ではない。他に、神宮教の従軍布教について論じた、菅浩二の「日清戦争期の神宮教と海外神社」⁽⁸⁾がある。菅の研究は、神宮教の従軍布教と、それに従事した神宮教教師の山口透の活動を詳細に明らかにしたものである。ただ、菅の関心は、台湾神社の歴史と台湾神社の初代宮司山口透の動向にあるため、神宮教の組織や活動を包括的に論じたものではない。このように神宮教の組織を中心に論じた研究はほとんどない。そこで、本稿では上述の研究状況を踏まえ、神宮教の組織について、筆者がいままで収拾した史料を用いて論じることとする。その上で、神宮教の活動の一端を明らかにすることを目的としたい。

さて、神宮教の前身として神宮教院の設立から神宮教の成立までを概観しておく必要がある。これまでの研究で明治初期の神宮の教化活動を構想・主導した人物と指摘されているのが、浦田長民である。長民の登場以後神宮の教化活動は活発となっていく。長民は明治五（一八七三）年七月四日神宮少宮司を兼任し、七月十二日に伊勢在勤となる。その後、長民は「神宮一教」の教化体制を構築していく。その手始めとして、明治五年七月二十日に神宮教会の開設を願ひ出ており、これを手始めとして、神宮教院の開設が同年十月二十八日に決定している。⁽⁹⁾

次いで、明治六年一月には東京府において「神宮教会・愛国講社」を開き、横浜、大阪へも順次教化活動を拡大していく事を教部省に上申し、許可されている。そして、各地に存在した講社を再編し、後の神風講社を結成していった。⁽¹⁰⁾さらに同年三月十五日には神宮大宮司本莊宗秀が神宮宮域内において説教所の建設のために費用として金二千両を献納している。⁽¹¹⁾また、各地に神宮

遙拝殿が建設されていくこととなる。⁽¹²⁾

さらに、明治九年二月二十三日には「神宮教院規制」⁽¹³⁾が定められる。この「神宮教院規制」が定められる以前の、明治八年十二月八日には浦田長民を中心として神宮教院の永続方法の会議が行われ、この会議において「一、全国を教区に分画し、区毎に担当者を決め、一区に付出張所一ヶ所を設け、其の費用は大麻頒布初穂金の幾分を以て充てる事」、「大麻課教務課合併の事」、「教院の資本金は各地方講社より課出の事」等が決められた。これ以前に神宮教院は「派出教会条例」「教会所章程規則」によって運営されていたが、「神宮教院規制」の制定によつて廃止された。この「神宮教院規制」により、神宮教院は「惟神ノ本教ヲ講明シ、全国布教ノ大本ヲ維持スル所」と定義され、教区として、「本部教会」、「各県教会」、「各県分教会」が置かれ、「大教長」、「副教長」、「一等教監」から「四等教監」、「二等輔教」から「八等輔教」が設置された。「大教長」と「副教長」は、「本院ノ教職ヲ統率シ、教務ヲ各教会ニ分附シ、兼テ全国大麻頒布ノ事ヲ統判スルヲ掌」り、「本院及各教会ノ教職判任以上ノ進退黜陟ヲ具狀シ其教監以下ハ之ヲ專行ス」とされている。次に「一等教監」は「教長ヲ輔ケ教長事故アリテ欠席ノトキハ其事務ヲ代理スルヲ得。」とされ、二等から四等教監は「掌ル事一等教監ニ亜ク」とした。また、「二等輔教」から「八等輔教」は「教長ノ命ニ随ヒ、教義講究、教書編輯、生徒句読、習字、授算及院中ノ庶務ヲ分任シ、各教区へ駐劄スルトキハ、其区内教義一切ヲ管査ス」とされた。

明治九年八月には、「神宮教院規制」を一部改訂し、教区が定められている。⁽¹⁴⁾ここで改訂された点は、教区について各県教会を廃止した点と、教監と輔教の役割について改められたことが挙げられる。⁽¹⁵⁾また、阪本健一によれば、「教務課を教院に置いて全国布教の事務をとっていたが、これを司庁常務課に合併し、教院は、本務課（結社係・大麻頒布係）講説課（編輯係・育材係）会計課（庶務係）の三課とする」といった機構改革が行われた。さらに、久保田によると、「この後、九年十月、育材係を育材課に昇格し、十年六月、

結社掛を講社掛と改め、さらに同年十二月、講社掛を廃して、本務課で全国講社の事務を取扱ふこととし、講究課を廃して、本務課に講究掛と編輯掛⁽²²⁾を置くこととなり、引き続き改革が行われている。明治九年八月に定められた教区は、全国を十三教区に分割し、本部教会を設け、各県下にも教会を設け、さらには分教会を設けた。また教区の数についても順次増加したため、最終的に十七教区となった⁽²³⁾。この間、『神宮教会規制』も定められたようである。これによれば、神宮教会は神宮教院を中心としながら、「教区」を定め、本部教会を置き、本部教会の下に各県教会を置き、各県教会の下に分教会を設け、分教会において神風講社を監督せしめた。そして具体的な活動として、説教、大麻・暦の頒布、教育等の活動が行われた。

このように組織化されていった神宮教院・神宮教会・神風講社は、後の祭神論争とそれに伴う神官教導職の分離によって、神宮司庁と分離するに至り、教派神道へと変化するのである。

一、神宮教の成立と「神宮教々規」

明治十五年、神官教導職が分離された。これに伴い、神宮教院では、神宮司庁との分離が決定された。そして、明治十五年二月七日に、神宮宮司田中頼庸が分離の条件を内務卿山田顕義に願い出、同年二月十日聞き届けられた⁽²⁴⁾。その分離の条件とは以下の通りである。

神宮司庁教院分離ニ付処分件

- 一、宇治教院ノ地所・建物・品物等ハ悉皆教院ヘ可属事
- 一、東京日比谷地所・建物・品物等ハ悉皆教院ヘ可属事
- 一、各本部地所・建物・品物等ハ總テ其本部教会所可為所有事
- 一、頒布大麻ハ製造並頒布方ヲ教院ヘ可委托事
- 一、頒布大麻初穂金十三年分己前ノ未納金ヲ以、教院ノ負債ヲ償却ノ訳ニシテ悉皆教院ヘ可属事

- 一、頒布大麻初穂金十四年未納ハ規約通り各本部ヨリ司庁ヘ相納メ、十五年分収納金ハ悉皆教院ヘ属シ、十五年分製造費並運搬費ハ教院ヨリ司庁ヘ可弁償事

- 一、暦代ハ悉皆教院ヘ取集メ可支弁事

- 一、授与大麻製造方ヲ教院ヘ可委托事

右之通り

(『東京大神宮沿革史』四十二―四十三頁。)

次いで、明治十五年六月一日には、「神宮司庁教院区分処分条約」が二十三条にわたって定められた。この条約により、「(1) 宇治の神宮教院、東京日比谷の神宮司庁出張所の地所・建物・品物等は全部教院の所有に、各本部の地所・建物・品物は其本部教会所の所有に帰した。(2) 各本部へ渡置かれた御神宝類は、神宮司庁へ返納することとなり、(3) 大麻暦の製造頒布のことは神宮教院へ委托される」ことが決定された。このようにして、神宮教院と神宮司庁の分離が決定され、神宮教が成立したのである。

こうして成立した神宮教は、明治十九年五月に「神宮教々規」⁽²⁵⁾を制定している。この「神宮教々規」では、「第一章名称」から、「第二章教旨」、「第三章教務」、「第四章教院」、「第五章教区」、「第六章職員」、「第七章職制」、「第八章撰挙法及試験法」、「第九章雜則」まで九章、三十四条に分けて規定されている。以下、この「教々規」を基にしつつ、神宮教の組織について概観したい。

まず、第一章「名称」では、「本教ハ神宮司庁の創立に係るを以て明治十五年一月神官教導職分立の際官準を得て之を神宮教と称す」⁽²⁶⁾とある。第二章「教旨」では、「本教ハ皇祖の彝訓を奉し国体を明にし惟神の大道を修めて世教を立るを旨とす」⁽²⁷⁾と、神宮教の活動目的が述べられている。次いで第三章「教務」では、神宮教の行う具体的な活動が三条から七条にわたって示されている。

第三 条 神祇の祀典ハ先皇の儀範に則り之を施行す

第四 条 冠婚喪祭の式ハ古今の宜きを執て之を施行す

第五 条 本院本部各教会所内に学寮を置皇典を主とし兼て漢洋等の学を講習し教義の基礎を確立す

第六 条 本教の信徒を収合して講社を團結す

第七 条 信徒の請に應じて祈祷報賽を修し神符神饌を授く⁽³⁰⁾

ここでは、神宮教が神祇の祀典を「先皇の儀範に則」り行うことが定められ、冠婚葬祭を「古今の宜きを執て之を施行」し、本院本部各教会所に「学寮を置皇典を主とし兼て漢洋等の学を講習し教義の基礎を確立」し、信徒を収合して講社を結び、信徒の願いに應じて「祈祷報賽を修し神符神饌を授」けることとされた。この点からは、神宮教の活動とは、主に祭祀、教育、教化ということができよう。

さて、第四章、第五章では、教院と教区について定められた。⁽³¹⁾ここでは、教院として「神宮教教院」と、「神宮教本院」の二つが置かれた。神宮教教院は、「本教の事務を総轄する所」として東京に置かれ、神宮教本院は信徒を統率する所として、「本宮所在の地」である伊勢に設置された。教区についても、神宮教院時代を踏まえて、全国を各教区で分画し、その教区に本部を置き、本部の下に教会所を置き、その下に分教会を置いている。また教区内の信徒を神風講社として結集させ、便宜に講社事務取扱所を設置している。

次いで、第六章では、神宮教の職員教師について定め、その職掌を第七章において定めている。ここでは、管長の職掌を、「本教百般の機務を総理し部属の教師職員の進退黜陟賞与懲戒等を掌り並に會議を開閉し議決を認否す」と定めた。弁理は、「管長を補佐し庶務を整理し管長事故あるときハ其代理たるを得」とし、弁理補がそれに次ぐ。課長、録事は事務を担当し、教監、輔教は教務を担当する。また、教導職制度を踏まえた形で教師が、一級「大教正」から十五級「教師試補」まで置かれた。さらに、本部、教会所、分教会所では、「本部長」、「教会所長」、「分教会所長」が置かれ、それぞれの下に、「副長」と「録事」が置かれた。同じく神風講社は、「社長」、「副社長」、「取締」、「副取締」、「世話掛」が置かれている。本部長の職掌は、「教区内一

切の教務を提掌し本院の事務を分担」し、教会所長は、「所轄の教務を提掌し本部の事務を分担」する。分教会所長は、「所轄の教務を提掌し教会の事務を分掌」することとされた。また、神風講社の社長は、「講社中の事務を掌」り、取締は、「講社中の庶務出納を分掌」し、世話掛は、「社中の雑務に従事」することとされた。

第八章では、主に教師の認定について定めている。ここで、教師の資格授与は、「成規の修学者に限る」とされた。この成規学とは、「小学卒業及本教試験の及第者をいふ」とあるので、小学校卒業以上の学力が求められたことが分かる。また、教師の昇級にあつては、神宮教の独自の教説に関わる、『立教大意』や、『諄詞』以外にも、『古語拾遺』、『古事記』、『日本書記』等の古典が含まれており、神道に関わる全般的な学識が求められていたといえよう。

第九章「雜則」では、教会の移転や、教会所の財産等に関する規定が定められた。その中でも、第三十二条では、教会講社の結集についての綱領が定められている。ここでは、教会・講社を結集するにあつては、田中頼庸が明治十七年に宣言した、「惟神旨三章」⁽³²⁾を中心に、「倫常の道を守り敬神尊皇の誠」を尽くさせ、さらに、社中同胞の「吉凶禍福を相輔け疾病患難を相救ふ」ことを目的としている。また、説教や祭典にあつては民衆の負担とならないようにすることも定められた。

以上のような教規に則り、神宮教の活動が運営されていたのである。

二、「神宮教々規」の改正と神宮教の活動

こうした神宮教は、明治二十六年、神宮教の教育機関として神宮教々校の開校、機関誌「教林」⁽³³⁾の発行、そして「教規」の修正を決議した。この決議に対して各地方本部長は本部納金についての誓約をしている。⁽³⁴⁾ここで、修正された「教規」が『神道教規大全（改正）』所収の「神宮教教規」⁽³⁵⁾であろう。

本書には、明治二十六年六月二十六日に各本部長の会議で議決された結果を内務省に申請し、それが同年七月十三日に認可されたことが記されている。^{②⑥}

改正された「神宮教規」では、「第一章総則」、「第二章教務所」、「第三章職員教師」、「第四章職員教師撰挙」、「第五章職権」、「第六章会議」、「第七章會計」、「第八章褒賞懲戒」、「第九章服制」、「第十章雜則」、「第十一章附則」が定められた。これにより、規定の数も三十四条から八十三条へと大きく増やされた。改正された「神宮教規」の内容を全て紹介することは紙幅の都合もあり不可能であるため、改正された点を念頭に置きつつ、主に神宮教の組織と活動に関わる、第一章から第六章を中心に論述していきたい。

さて、「第一章総則」は七条あり、ここで神宮教の性格や活動についての基本的な方針が示されている。

第一条 神宮教ハ明治五年以来神宮司庁ノ創設シタル教院各本部教会ヲ一括シ十五年一月神宮教導職分離ノ際内務省ノ允許ヲ得テ神宮教ト称ス

第二条 本教ハ教院本部及教会所分教会所所属教会所等ニ左ノ主神ヲ奉斎ス

天照坐皇大神

第三条 本教ハ皇祖ノ彝訓ヲ奉シ国体ヲ明ニシ惟神ノ大道ヲ修メテ世教ヲ立ルヲ以テ本旨トス

第四条 本教ニ於ケル神祇ノ祭祀冠婚喪祭ノ儀式ハ皇国固有ノ典範ニ基キ之ヲ執行ス

第五条 本教ハ信徒ノ請ニ応シ祈祷報賽ヲ修メ神符神饌ヲ授ク

第六条 本教ハ教旨ヲ宣布シ講社ヲ結収ス

第七条 本教ノ学寮ハ皇国ノ典籍ヲ主トシ傍漢洋ノ学ヲ講習ス

（『神道教規大全（改正）』所収「神宮教規」二八六頁。）

ここに示された神宮教の活動方針に関しては、ほぼ改正以前の教規に沿うものであり、基本的な方向性は変化していないといえる。ただし、第二条で

は、神宮教の主祭神が「天照坐皇大神」と明記されている点が、改正以前の「神宮教規」には見られない点である。そもそも、神宮教院時代の主祭神は、造化三神と天照大神であった。しかし、『東京大神宮沿革史』によれば、祭神論争の決着により、神道事務局の神殿が宮中三殿を遙拝することが決定したため、神宮教院においても、天照大神一神を奉斎することとなった。^{②⑦}ただし、田中頼庸が明治十七年に示した「惟神旨三章」では、造化三神と天照大神が中心の神となっており、神宮教の主祭神については、制度面と実際の点において、やや複雑な性格を有しているといえよう。こうした点は、神宮教の大教正を務めた藤井稜威の「神宮教祭神の説」という演説からも窺われる。この「神宮教祭神の説」で、藤井は神宮教の教旨について論じつつ、その教説における造化三神の位置づけについて次のように述べる。

本教の教旨は皇大神宮より出たる所なれハ天照大御神を主神とす但し本教立教大意にみえたる如く惟神の道にして造化の神徳を講明し皇室の本源を詳悉し幽顕の神理を究窮し人の大倫を修めしむる所なれば即ち造化の神を奉祭するなり造化の神ハ他の天神地祇と異なる所を表するなり抑天之御中主神は天地をはじめ万物を創造し給る神徳にましくてその大なるより小に及ふまで一として化生の恩徳を蒙らざるはなし高皇産霊神神産霊神ハ鎔造の功徳に参預し産霊の生育を蒙らしめ給へり本教の由て起る所にて三柱の神を奉斎する所以なり^{②⑧}

右のように神宮教では、天之御中主神に関して「天地をはじめ万物を創造し給る神徳にましくてその大なるより小に及ふまで一として化生の恩徳を蒙らざるはなし」、産霊神に關しても「鎔造の功徳に参預し産霊の生育を蒙らしめ給」うという認識があったことがわかる。このように、神宮教における主祭神は天照大神ではあるものの、教義においては、造化三神も大きな位置を占めていたのである。

「第二章教務所」では、従来通り、教務の総括として、東京に神宮教々院を設け、伊勢に神宮教本院を設けている。さらに教区についても、基本的な

は同じで、各教区に本部が設けられており、各教区に小教区が設けられ、小教区に各分教区が設けられている。そして、小教区には教会所が設けられ、分教区には分教会所が設けられている⁽⁴⁰⁾。また、神風講社以外の講社も設立され所属していたことが第十五条から分かる⁽⁴¹⁾。

「第三章職員教師」では、神宮教の職制について定めている⁽⁴²⁾。神宮教の職員は、改正以前と同様に、教院に「管長」、「弁理」、「課長」、「録事」が置かれ、「弁理補」が廃止された代わりに「布教使」が設置されている。また、第十七条で神宮教本院の職員は神宮教教院の職員が兼ねることが定められ、第十八条・第十九条では、各地の教会所の職員並びに神風講社の職員について定められた。神風講社の職制に関しては変化が無いが、各地の教会所の職制は、「副長」が廃止され、「課長」、「講師」が設置されている。教師についても改正以前と同様に、教導職制度を踏まえた、「大教正」から「教師試補」までの十五級が置かれている。また、一級から六級の教師が一等教監から六等教監に相当し、七級から十四級の教師が一等輔教から八等輔教に相当する点も従来通りである。

「第四章職員教師撰挙」、「第五章職権」では、職員教師の任命に関する規定を定め、その役割を定めた⁽⁴³⁾。ここでは、従来の「教規」と比較して、かなり詳細な規定が設けられている。その内、管長の職掌は、「本教ノ全体ヲ統轄シ百般ノ機務ニツキ政府及教内ニ対シ其責ニ任ス」とされた。また、管長の人事等に関わる具体的な権限は、「教院ノ職員本部長教会長分教会長所属教会長教監輔教正副社長ヲ任免ス」とされた。但し、「弁理本部長正権大教正」の任免は、諮詢会の賛同を得ることとされ、「教会長分教会長所属教会長及三級以下ノ教師教監輔教正副社長」で、教院に属するものは弁理が、教区に属するものは本部長の意見無しには、任免しないこととされた。そして、管長は、神宮教に功績ある人物の褒賞あるいは、職員教師の懲戒等を行う。また、「諮詢会ノ賛同ヲ得テ會議ノ議決ヲ認否」することも定められた。弁理は、「管長ヲ補佐シ課長以下ヲ監督シ教務學務ヲ整理ス」とされ、課長録

事は、「課長ハ管長及弁理ノ命ヲ受ケ該課ノ事務ニ服ス録事ハ該課ノ事務ニ従事ス」と定められた。布教使は、「特ニ管長ノ命ヲ受各教区ヲ巡教監督」し、教師は、「宣教結社ノ事ヲ掌ル」と規定されている。そして、本部長、教会長、所属教会長、講社長等はそれぞれの担当事務を取扱う。管長の選定については、「本教ニ適スル學術ヲ修メ徳望アル者ニ就キ通常会ニ於テ三分ノ二以上ノ賛同ヲ得テ之ヲ撰ヒ弁理各本部長ノ連署ヲ以テ政府ノ認可ヲ乞フ」とし、弁理は、「教師二級以上ノ者ヨリ諮詢会ニ於テ二名ヲ予撰シ管長其一ヲ命ス」とされた。また、本部長については、「管長ニ從學シ現ニ教師六級以上ノ職ニアル者」、「著書又ハ徳望アリテ現ニ教師六級以上ノ職ニアル者」、「十ヶ年以上本教ニ従事シ現ニ教師六級以上ノ職ニアル者」、「教師六級以上ニシテ現任本部長五名以上ノ推薦ニ係ル者」、「教師六級以上ニシテ欠員アル教区内ノ各教会長及六級以上ノ教師過半数ノ推薦ニ係ル者」、「教師以上ニシテ欠員アル教区内ノ本教翼賛員及講社正副社長過半数ノ推薦ニ係ル者」と定められた。各地の教会長は、「教師八級以上」、分教会長所属教会長は、「教師十級以上ノ者ヨリ本部長之ヲ撰挙シ管長之ヲ命ス」とされ、教院の課長録事は管長が、各教会の課長録事は本部長が任命する。また、布教使は教師四級以上の者から管長が任命する。さらに、神風講社の職員に関しては、「講社職員ハ講社員中人望資産アルモノニツキ正副社長ハ管長正副取締役係ハ本部長之ヲ命ス」と定められ、正副社長は管長が任命し、取締役係は本部長がこれを任命することとなった。また、神宮教の教会長たるには、教師の資格が重要な要件となっている。

「第六章會議」では、通常会と諮詢会の二つが設置されている。通常会は、各本部長によって組織され、その目的は、「各教区ノ氣脈ヲ通シ布教ノ方法ヲ議スル為メ」とし、三年に一度開催される。また、通常会の賛同を得るべき事項とは、「教規ノ修正」、「管長ノ撰定」、「教院本院ノ位置變換」、「教院本院ノ地所建物什器及基本財産管理ノ方法」、「前項ニ記載シタル物件ノ質入書入及売却」と定められた。諮詢会の構成は、「本部長并ニ二級以上ノ教師

ヲ以テ被撰人トシ通常会ニ於テ十人ヲ予撰シ管長其中ヨリ五人ヲ撰ヒ之ヲ命
ス其任期ハ通常会ノ一期トシ會議ノ終ニ於テ之ヲ改撰ス」とし、諮詢会を
「管長ノ諮詢ニ応シ又ハ管長ニ献替スル為メ毎年一回之ヲ開ク」こととした。
さらに、諮詢会の賛同を得るべき事項は、「弁理本部長及教師二級以上ノ予
撰并解免」、「教区ノ分合」、「通常会ノ開閉及其議決ノ認否」、「大麻暦本授与
金額ニ関スル事件」、「予算案及決算報告」、「予算外ノ支出予算不足金ノ補充」、
「本部長建議ノ採否」、「金額百円以上又ハ之ニ該当スル賞与并教師六級以上
之ニ相当スル職員ノ免黜」と定められた。このように、通常会は、神宮教全
体に関わる事項を協議し、諮詢会は、神宮教の運営面に関する事項を協議す
ることが定められている。

以上のように、「神宮教教規」は明治二十六年の改正を経て、かなり詳細
に規定され、増補されている。しかしながら、神宮教の基本的な方針、枠組
等は、明治十九年の段階のものを踏襲したものといえよう。

さて、これまで教規面から神宮教の組織について述べてきた。これを踏ま
えつつ、神宮教の機関誌『教林』から、「教規」の改正された明治二十六年
と比較的近い時期の神宮教の実際状況や、活動について述べてみたい。

『教林』第三二号から第三四号には、明治二十八年後半の神宮教の事務状況
の報告が載せられている。明治二十八年の神宮教は本部が二九、教会が四五、
分教会が一一九、所属教会が一九、講社事務所が三一五、出張所が二四、説
教所が三四存在している。⁽⁴⁵⁾当時の神宮教には、教徒と信徒の二つが存在して
おり、神風講社の所属者のみを以て信徒と言うのかは現状不明であるが、教
徒は「葬儀ヲ托スルモノヲ云フ」とある。明治二十八年当時の教徒数は一五
四、四四〇名、信徒数は、二、六四二、五八〇名で、人数では教徒より信徒の
方が圧倒的に多い。また、『教林』には、各地域の教徒、信徒の数字も載せ
られている。その内教徒については、三重県、山口県、秋田県の人数がとり
わけ多く、三重県が五五、二三五名、山口県が三七、七九〇名、秋田県が二一、
五四五名である。次いで、信徒数が比較的多い地域は、高知県（三九〇、三

八一名）、秋田県（三〇九、一七六名）、福島県（三〇八、四〇一名）、新潟県
（二〇八、六一一名）、熊本県（二七八、〇〇〇名）、群馬県（二二四、九三七名）、
鳥取県（一二五、六八五名）、福岡県（二一六、六八四名）等があげられる。⁽⁴⁷⁾

こうした状況下で、神宮教は教化活動として説教活動をかなり活発に行っ
ている。明治二十八年では事務取扱の巡回布教、布教使の派出巡教、各地の
定会及び巡回説教の三種が行われている。事務取扱の巡回布教は、藤岡好古
が千葉県において行い、県内の「教会」、「学校」、「信徒宅」、「劇場」で説教
を行っている。日数は二十二日間、二十三席の説教を行い、聴衆は、六、
二八〇余名であった。布教使の巡教は、埼玉県、群馬県、宮城県、山形県、
秋田県、朝鮮で行われ、場所は本部、教会、神社、学校、信徒布教、倶楽部
集会所、寺院、劇場寄席、海軍布教等である。この内、埼玉県、群馬県は、
布教使として、弁理の神田息胤が、十八日間、二十二席の説教を行い、聴衆
は五千余人。宮城県、山形県、秋田県は、弁理大教正の松本正泰が十八日間、
二十四席の説教を行い、聴衆は三、七〇八名であった。朝鮮における説教は、
海外布教使中教正塚田菅彦が、主として軍隊において行ったよう、説教数
は三十二席、聴衆は二千四百人余とある。⁽⁴⁸⁾次いで、定会及巡回説教は、教院
本院本部、教会祠宇、説教所、講社事務所、其他ノ場所、海外等で行ってい
る。とりわけ、多くの場所で行っているのが、京都府（二一七）、三重県
（二四八）、福島県（一三七）、愛媛県（一一一）、大分県（一八四）等である。
特に、三重県は、日数二百四十七日、説教数は五百三十三席、聴衆は四四、
七八七人で、次いで多い京都府の聴衆（一一、三四三人）と比較しても、圧
倒的な数である。また、海外の巡教は朝鮮で行ったものごとであり、「長
崎本部教師権大講義入江勝鷹派出日数五日聴衆五十人」とあることから、長
崎本部の教師が出張して行っている。⁽⁴⁹⁾

このように、神宮教では、教師の説教活動にかなりの力を入れていること
が窺えるのである。

三、神宮教教師と神宮教々校の開校

神宮教の教化活動を支えたのは、教師である。本節では、この神宮教の教師について述べた上で、教師養成のための機関である神宮教々校について論じたい。まず、明治二十六年に改正された「神宮教教規」で教師は、「宣教結社ノ事ヲ掌ル⁽²⁰⁾」と定められ、神宮教の教化活動を担う役職とされた。この、教師の資格授与については、次のように定められている。

第二十九条 教師ハ左ニ掲ル科目ニ依リ宣教志望ノ者ニツキ隨時ニ合格試験ヲ行ヒ管長之ヲ命ス

但管長ニ於テ行状人ヲ率キルニ足り且德望衆ヲ服スル者ト認ムルトキハ試験ニヨラス之ヲ登用スルコトヲ得

一 十五級ニ登用スヘキモノハ立教大意講義

二 十四級十三級ハ祝詞作文

三 十二級十一級ハ古語拾遺講義作文

四 十級九級ハ古事記上巻講義作文

五 八級七級ハ日本紀神代卷講義作文

六 六級五級四級三級ハ古事記日本紀講義作文

第三十条 二級一級ノ教師ハ試験ニ依ラス三級四級ノ教師ヨリ諮詢会ノ賛同ヲ得テ管長之ヲ命ス

（『神道教規大全（改正）』所収「神宮教教規」二九二―二九三頁。）

右の規定は、明治十九年に制定された「教規」における教師の資格授与とほぼ同様である。これを踏まえ、神宮教では「神宮教教師検定条規」（以下「検定条規」と略す。）を定めている。この「検定条規」は、『神道教規大全（改正）』に「神宮教教規」と共に収録されている。「検定条規」は、明治二十九年八月二十二日に神宮教事務取扱の篠田時化雄、藤岡好古の二人が内務省に申請し、同年九月五日に認可された⁽²¹⁾。さて、この「検定条規」では、検

定を「試験」と、「認定」の二種に分け、試験は、

一 教義学科本試験

二 教義学科予備試験

三 普通学科試験

の三種とした。この内、一の教義学科本試験は、「神宮教教規」の第二十九条一項から六項の規定による。二の教義学科予備試験は、学科として、「講義（講述、筆記）」、「作文」、「作業（行為、筆記）」、「説教（口述）」が設けられ、等級によって科目が異なっている。三の普通学科試験では、「修身（口述）」、「国語（雅文、講読）」、「漢文（講読）」、「日本及万国歴史（筆答）」、「日本及万国地理（筆答）」、「数学（筆答）」、「理科（筆答）」、「習字」等の科目が設けられている。また、普通学科試験に関しては、「此科目ニ合格シタル者ハ再度之ニ就キ試験スルコトナシ」とされた。さらに、高等官であつた者や、高等官としての資格を有する者は、六級以下の試験から受けることが可能であり、判任官であつた者や、判任官としての資格を有する者は十級から試験を受けることが可能である⁽²²⁾。

続いて認定の場合は、次の通りである。

第十一条 一級二級ノ教師ハ教規第四章第三十条ノ規定ニ依リ一級五名

二級七名ノ定数ニ欠員アル場合ニ於テ之ヲ補ス

第十二条 神宮教々校卒業生ハ試験ニ依ラス八級以下ノ教師ニ補スルコトヲ得

第十三条 本教々校ノ学科程度ト同等以上ノ学校卒業生ハ其学校ノ証明

書ヲ有スル者ニ限り教義学科ノ一部及普通学科試験ノ全部又ハ一部ヲ免除スルコトヲ得

但此場合ニ於テハ教校卒業生ヨリ一級以下ニ補スルモノトス

第十四条 尋常中学校卒業生又ハ其学科程度ト同等以上ノ学校卒業生ハ其学校ノ証明書ヲ有スル者ニ限り普通学科試験ヲ免除スルコトヲ得
第十五条 教師ニシテ左項ノ一二該当スル者ハ一級ヲ進ムルコトヲ得

第十六条 本教々師タリシ者ニシテ再ヒ本教ニ帰入セント欲スル者ハ其

原級ニ該当スヘキ等級ヨリ一級以下ニ補スルモノトス

第十七条 神道他教派ノ教師タリシ者ニシテ本教ノ教師タラント欲スル
モノハ教議学科ノ一部及普通学科試験ノ全部又ハ一部ヲ免除スルコト
ヲ得

但此場合ニ於テハ原等級ヨリ一級以下ニ補スル者トス

(『神道教規大全(改正)』所収「神宮教教師檢定条規」三二〇—三二二頁。)

このように神宮教々校の卒業生は八級以下の教師に無試験で任命され、教
校と同等以上の学校の卒業生は教義学科の一部や、普通学科試験も一部、或
いは全部を免除される。また、普通学科試験には、尋常中学校の卒業生の学
力程度が求められていたことが第十四条より分かる。

次いで、神宮教々校について見てみよう。神宮教が教育にも関心を有して
いたことは、明治十九年の「神宮教教規」からも窺われる。しかし、神宮教々
校の設立が具体化するのには、明治二十六年五月の、「誓約書」からである。
それを経て、神宮教の機関誌『教林』第一号には、神宮教々校設立にあつ
ての規定が次のように記されている。

神宮教々規第六条ニ抛リ仮学寮ヲ設置スル方法左ノ如シ

一 学寮ハ神宮教々校ト称ス

一 本校ハ教義専門科ヲ置キ生徒ハ十名ヲ定員トシ修業年限ハ滿三年ト
ス

一 本校ノ生徒タルコトヲ得ヘキ者ハ進退壯健品行端正ノ男子ニシテ修
身本教ニ従事スルノ目的アルモノトス

一 入学試験ハ左ノ書目中三種以上ヲ解意スルモノヲ合格トス但シ尋常
中学校二年生若シクハ同等ノ公私学校ノ学証ヲ有スルモノハ此限り
ニ非ス

諄 詞 祝詞式 古語拾遺 古事記

日本紀 国史略 日本外史 十八史略

論 語 正文章規範

一 本校ニ入学セントスルモノハ入学ノ際束脩金壹円ヲ納メ毎月々謝金
五十錢ヲ納メシム

一 總裁一人 管長之ヲ兼ネ百般ノ校務ヲ總理ス

一 校長一人 弁理之ヲ兼ネ總裁ヲ補佐シ授業及学生ヲ監督シ校務一切
ヲ整理ス

一 事務員二人 録事之ヲ兼又庶務會計ニ従事ス

一 教授若干人 各科ノ学業ヲ教授ス

一 寮長一人 生徒ノ謹慎ヲ監督ス

一 生徒募集期限ハ明治二十六年九月トス

一 本規入学試験ハ九月十五日ヨリ十日間トス志願者ハ期日一週間前ニ
履歴書及各本部長ノ保証アル願書ヲ差出スベシ

一 員外生ハ東京市内ニ居住シ丁年以上ノ男子ニテ資財ヲ有スル者二名
ヲ保証人トスベシ

一 本校ハ別ニ国文国語科ヲ置キ前条ニ合格セサル男女ノ生徒ヲ養生ス
ルコトアルベシ但シ其定員ハ百名ヲ限リトス

一 本校経費ノ内一千二百円ヲ神宮教院ヨリ之支出スルモノトス

一 校則ハ總裁別ニ之ヲ定ム

この規定によれば、教義専門科は十名を定員とし、それ以外にも国文国語
科が置かれ、百名を定員としている。入学生は、「諄詞」、「祝詞式」、「古語
拾遺」、「古事記」、「日本紀」、「国史略」、「日本外史」、「十八史略」、「論語」、
「正文章規範」の内三種以上を「解意」するもの、或いは、尋常中学二年
生以上の学力を有するものとされた。

さらに、神宮教々校の細則が左のように規定された。

教規第十三条ノ細則ヲ定ムル事左ノ如シ

第一条 教院ニ設クル学寮ヲ神宮教々校ト称ス

第二条 教校規則ハ別ニ規定ス

第三条 管長ハ教校總裁ニ任ス

第四条 管長ハ校長教頭助教幹事書記ヲ任免シ寮長舎長一時雇員ハ校長之ヲ進退ス

第五条 本校職員ハ教則第三四五六章規定ノ範圍外トス

第六条 管長ハ諮詢会ノ賛同ヲ得テ教校ノ定額金額ヲ定ム

第七条 生徒ノ束脩月謝及雜收入金ハ總テ教校費ニ充ツ

第八条 本校職員ノ俸給雜給ハ明治二十六年七月廿一日乙第廿六号達範圍内ニ於テ管長之ヲ定ム

第九条 校長ハ經濟ノ許ス所ニヨリ管長ノ認可ヲ經テ滿六ヶ月以上在學ノ優等生徒ニ學資ノ全部若シクハ幾部ヲ支給スルコトヲ得此場合ニ於テハ予テ證書ヲ納メシメ半途退學者ニハ全額ヲ償還セシメ全課程卒業者ニハ相当ノ義ヲ尽サシメ或場合ニテハ臨機所分ス

第十条 本校ノ書籍及一切ノ什器ハ教規第五十九条ノ定ムル所ニ準拠ス台帳ヲ製シ校長之ヲ管理ス

第十一条 本科全部卒業生ハ教師八級以上ノ職ヲ授ケ其優等生六級以上ニ補スルコトアルヘシ

第十二条 本則及教校規則ニ掲クル外教規ノ規定スル所ニヨリテ之ヲ執行ス

これにより、神宮教々校の運営に当たつての規定が定められた。また、ここで教校の卒業者は、教師八級以上の職を授け、優等生は教師六級以上に任命されることも定められている。

このような神宮教々校の講師陣と教育構想は、次のようなものであった。

校長には藤井稜威氏、文科教授に本居豊頴氏、史科教授に久米幹文飯田武郷二氏、語科に平田盛胤氏等にて、本科即ち教典学は、藤井校長之ヲ兼ね、田中成一郎氏は幹事兼助教、久米鷲雄氏は書記を命ぜられ、今二三の助教もおかるゝ由なり、また其要書は第一学年は古事記日本紀の神

代卷教則神誠大意立教大意祭神大意直日靈をはじめ帝国憲法皇室典範および神皇正統記万葉集、古今集等にて、高等普通の授業あり、但し説教専門科の外は説教の講習と作業の二科を略き、一周三十六時間とも教員の講義と講読に充らるゝ結構なり、将来の隆盛期して待へし⁽⁵⁵⁾

校長を務める藤井稜威は、神宮教の広島本部部長を務めた人物で、『神宮教立教大意述義』（神宮教々校、明治二十六年）や、『神宮教立教大意述義詳解 甲』（神宮教々校、明治二十七年）といった神宮教の教義に関わる著作がある。他の講師陣は、何れも近代の著名な国学者で、國學院と深い関わりを有する人物達である⁽⁵⁶⁾。また、ここには記されていないが、他に小中村清矩も講師となつてゐる。例えば、小中村の日記（明治二十六年九月十四日条）には、

午後三時過松源行。藤井招也。飯田・久米・平田外神宮教院方藤井之外三人来会。本居ハ明日神田例祭ニ付、不参也。来月一日教院学校開業に付、教員を招請せし也⁽⁵⁷⁾。

とあり、さらに同年十月一日条には、教校の開業式に参加し、講演を行つてゐることが分かる。同様に小中村の日記からは、神宮教々校で小中村が律令等の講義を行つてゐたことも窺われる⁽⁵⁸⁾。このように神宮教々校の教育には、多くの国学者が関わつてゐたのである。

既述の通り明治二十六年十月一日、神宮教々校が開校された。開校式では、神前に関係者が参列の上、神田息胤が斎主として祝詞を奏上し、藤岡好古が玉串を捧げ、教育勅語を捧読、篠田時化雄が開校趣旨を朗読、小中村清矩の講演が行われた⁽⁵⁹⁾。ここで篠田時化雄が読み上げた開校趣旨とは、左のようなものであった。

我神宮教ハ大教宣布ノ朝旨ヲ奉シ創立シタル者ニシテ維新後ノ開教ニカ、ルト雖其基スル所遠ク神代ニアリ故ニ本教ノ立教大意ニ曰ク天祖天御中主神大元ノ初ニ天地日月ヲ鎔造シ神人万物ヲ化育シ給ヒシ其産靈ノ神徳ヲ講明ス 皇祖高御産靈神 天照大御神ノ皇孫ニ神器ヲ授ケテ天宗

一系ノ基ヲ開キ給ヒ斯民ヲ治メ給ヒシ本教ノ原由ヲ詳悉シ人ヲシテ大倫ヲ治メシムルニ惟神ノ大道ヲ以テシ幽顯ノ神理ヲ究窮シテ其安神ヲ遂ゲシム是其大旨ナリト今コノ条意ヲ講明シテ広ク宇内ニ拡張シ億兆ノ人民ヲシテ普ク尊重セシメムトスルニハ在来ノ教師ヲ以テ足レリトセズ進ンデ後進ノ有志待ザルベカラズ我本院生徒養成ノ學明治六年ニ起ル然ルニ神官教導職ノ分離ヲ各教分立等時世變遷ノ為ニ其意ヲ貫クコト能ハズ今コノ明治二十六年十月一日神宮教々校ヲ開キ將來ヲ期シテ本教ノ振起ヲ冀フ抑本教ハ本国固有ノ教ニテ 皇祖ノ垂訓ニ基クモノニシテ区々人意ヲ以テ立ル処ノ宗旨門派ノ比ニアラズ一君一民ノ真意ヲ貫クヨリ外アルコトナシ本日開校ノ式ヲ挙ルニアタリ満場ノ諸君ニ企望スルモノハ他ニアラズ忠君愛國ノ士本校ヨリ出ルモノ月ニ加ヘ年ニ増シ天下公衆ヲシテ誠心者ヲ生ムモノハ神宮教々校ニ在リト認シムルニ至ランコトヲこの開校趣旨では、神宮教の教義が、維新後の創立であることを指摘しつつも、「本教ハ本国固有ノ教ニテ 皇祖ノ垂訓ニ基クモノニシテ区々人意ヲ以テ立ル処ノ宗旨門派ノ比ニアラズ」と述べており、彼等の自負が窺われる。かかる認識を有する神宮教々校の教育は、教義的な教育のみではなく、その要書からも分かるように国学的な教育も行われていたのである。

四、皇典講究所・國學院と神宮教・神宮教々校

明治二十九年、神宮教は、皇典講究所・國學院との間に、校地校舎の買収並びに教校と國學院との併置についての契約を取り交わした。当時、皇典講究所・國學院は、財政面でかなり窮乏した状況にあった。当時の皇典講究所・國學院の状況について『國學院大學百年史』上巻には、

皇典講究所の関係者が絶えず非常なる努力を払ったにも拘わらず、同所の財政は累年窮乏を告げたのは、諸種の原因があった。その一因には即ち明治二十年三月以降、官国幣社はその法規が改正されて、その経費及

び官費の営繕が廃止されて保存金配付の制度となったので、俄にその経費が逼迫し、従つて皇典講究所への寄贈金も延滞、或は減額停止せざるを得なくなった。而も日清戦争の後には諸物価が急激に騰貴し、且つ二十九年十月二十八日内務省が神宮・官国幣社の皇典講究所出金を取消して各神社の任意とし、その出金に当つては同省へ経伺すべしと達示した。なお皇典講究所自体としても『古事類苑』の編纂に多額の費用を要し、國學院の資金募集に就いても却つて多額を出費したのみではなく、その他の損失、負債が漸く嵩んで来たのであった。

(『國學院大學百年史』上巻二四四—二四五頁。)

と述べられている。かかる状況下で皇典講究所・國學院は、校地校舎を抵当とした負債を整理するため、神宮教に校地校舎を条件付で売渡し、神宮教々校を國學院に併置するという契約を交わしたのである。神宮教では、この契約を交わすにあたり、通常会員に対し次のような諮問を行った。

今般皇典講究所、國學院ノ家屋地所ヲ買得ニ係ル支出金、及教校ヲ國學院ヘ併置ノ儀ニ付、別紙議案、通常会員ノ議ニ附セラレ候処、右ハ至急ヲ要シ候儀ニ付、遠隔地方ハ電信ヲ以テ、可否ノ答申可有之、此段依命申進候也

明治二十九年二月十九日

神宮教院 庶務課

通常会員 御中

皇典講究所國學院ノ家屋地所ヲ買得シ、該所ニ本教々校ヲ併置シ、本教職員中ヨリ該重職ヲ担任スル為メ、別紙甲乙丙号ノ条約ヲ締結スルノ件右ニ付基本財産ノ軍事公債壹万五千元ヲ売却シテ壹万五千元ヲ支出ノ件

事 由

皇典講究所國學院ハ神道全体ニ付、關係尠ナラザル所ナリ、然ルニ近來維持困難ヲ極ム、本教其事情ヲ知悉シ、大ニ感ズル所アリ、仍テ之ヲ扶持シ、其隆盛ヲ期スルハ目今ノ急要ナリ、且先年來本教教校

ノ設ケアリト雖、其教育結構ヲ充実ナラシムルハ、校舍建築ニ数千金ヲ要シ、之ガ定額モ猶数千金ヲ増サザレバ其実ヲ挙ゲ難シ、是レ常ニ苦ム所ナリ、今幸ニ講究所国学院ヲ扶持スルト共ニ、其教育ヲ合併セバ、洵ニ両全ノ便宜ヲ得ルモノト謂ベシ、又講究所国学院ハ本教職員ニ於テ、該事務ニ参与、其權利ヲ保持スルガ為メ、本教ノ便宜失墜ノ虞ナシ、其買得ニ於テ金参万円ナルモ、其実現金壹万五千円ヲ支出スルモノトス、軍事公債ハ一ヶ年五朱ノ利子ナレドモ、彼家賃地代ニ於テハ、収支差引一ヶ年六七朱ヲ降ラザルナリ、由是觀之、自他俱ニ徳利ヲ得テ、永ク鞏固ナル基礎ヲ踏ミ、益本教ノ体面ヲシテ盛ナラシムル所ナリ

右通常會員ノ議ニ附ス

明治廿九年二月十九日

神宮教事務取扱

（『東京大神宮沿革史』八四―八五頁。）

この諮問にいう、「甲乙丙号ノ条約」の、甲号に相当する契約は、土地・建物の権利関係について定めたものである。その内容は、「皇典講究所は土地・建物を神宮教院に売渡したというものの、実は担保として金三万円を借用したのである。」とされ、皇典講究所はかなり有利な条件となっている。乙号に相当する契約は、学生の養成に関するもので、左のようなものであった。

学生養成機関共有契約書

今般、皇典講究所整理委員久保憲鄰青戸波江両名ト神宮教事務取扱藤岡好古・篠田時化雄両名ト相談合意ノ上、左ノ事件ヲ契約ス、

一、皇典講究所ハ、國學院ニ神宮教々校ヲ併置シ、國學院ノ学生養成機関ニシテ、教校ノ学生養成機関ニ有用ナル部分ヲ共用スルコトヲ締結シ、神宮教院ハ此費用トシテ、毎年金千円ヲ十二月・三月・八月ノ三期ニ分チ、其月末ニ皇典講究所ニ払渡ス事、

二、神宮教々校生徒ハ、前項ノ共用ニ付テノ管理・学科・課業ノ程度、

入学々年・学期等ニ関スル試験、其他總テ國學院生徒同様ニ、國學院規則ニ拠テ取扱フヘキ事、

三、神宮教々校ニ專屬スル特殊ノ学科・課業、生徒ノ管理及其講師・職員等ノ進退、且、其費用ハ、總テ神宮教院ノ支弁ニ属スヘキ事、

四、皇典講究所ハ、本契約年期中ノ神宮教々校卒業生ニハ、志願ニヨリ卒業試験ノ成迹ニ応シテ相当ノ学階ヲ授与スヘキ事、

五、國學院・神宮教々校ノ管理者ハ、協心一致シテ双方ノ主旨ヲ損セス、事業ヲ妨ゲズ、双方生徒ノ和親利益ヲ増進セシムルコトニ注意スベキ事、

六、本契約書上ノ条件ハ明治廿九年二月廿九日ヨリ向拾五ヶ年間ヲ以テ実行期間トス、

右、契約候事確實也、仍テ双方連署ノ本証書ヲ調製シ、各一通ヲ保有スル者也、
（『國學院大學百年史』上巻、二四九―二五〇頁。）

この契約で、國學院と神宮教々校の両機関は、「有用ナル部分ヲ共用スルコト」を定め、教校の生徒は、「前項ノ共用ニ付テノ管理・学科・課業ノ程度、入学々年・学期等ニ関スル試験、其他總テ國學院生徒同様ニ、國學院規則ニ拠テ取扱フヘキ事」とされた。ただし、教校に「專屬スル特殊ノ学科・課業、生徒ノ管理及其講師・職員等ノ進退、且、其費用ハ、總テ神宮教院ノ支弁ニ属スヘキ事」となっている。また、第四条では、教校の卒業生に任意で「卒業試験ノ成迹ニ応シテ相当ノ学階ヲ授与スヘキ事」も定められたのである。

次いで丙号は、甲乙両号の契約をする上でのもので、次のように定められた。

今般甲乙二種契約上ノ協和ヲ保全センカ為、特約スルコト左ノ如シ、

一、神宮教院ノ重職者ヲ、皇典講究所参事トシテ、皇典講究所一般ノ事務・財務ニ参与セシムヘキ事、

二、國學院講師・職員等ノ進退、及学科・課業ヲ改定スル場合ニハ、神

宮教々校管理者二稟議ノ上、決行スヘキ事、

三、神宮教教校ノ講師・職員等ノ進退、及課業ヲ改定スル場合ニハ、皇典講究所管理者二稟議ノ上、決行スヘキ事、

右、特約候事確実也、仍テ双方連署ノ本証書ヲ調製シ、甲乙二種契約ニ添へ、各其各通ヲ保有スル者也、

(『國學院大學百年史』上巻、二五〇頁。)

この特約により、神宮教の重職者が皇典講究所の運営に関わることとなり、國學院の「講師・職員等ノ進退、及学科・課業ヲ改定」の際は、神宮教々校の管理者が関わり、神宮教々校の「講師・職員等ノ進退、及学科・課業ヲ改定」の際は、國學院の管理者が関わる事が定められた。このようにして、神宮教々校は、明治二十九年國學院と併置されるに至つたのである。ただし、この國學院と神宮教々校の併置については、かなり批判もあつたようである。『國學院雑誌』の彙報欄には左のように述べられている。

國學院が国史・国文・道義の三課目を主とせるは、普く世の知る所なるが、神宮教々校にても、それ等の學課を生徒に授くるが故に、こたび相互の約整ひて両々共通の学科だけを國學院にて教授することになり。世或は國學院と神宮教々校と提携せり、連合せりなど、誤りおもふものなきにあらねど、國學院は在來の主義は勿論、学科をも変更することなく、たゞ共通の学科のみに於いて、彼の校の生徒に授業するまでなりといふ。⁽⁸³⁾

ここでは、國學院と神宮教々校は、あくまで別の機関であることが述べられている。これは、神宮教と皇典講究所・國學院の契約からも明らかである。ただ、本節で指摘しておきたいのは、教派神道の教師養成機関である神宮教々校ではあるものの、その教育にあたつては、国学教育を基盤としていたということである。だからこそ、國學院との併置も可能であつたし、神宮教と皇典講究所・國學院の契約からも分かるように神宮教々校の卒業生に學階を授与することも可能であつたのである。

おわりに

これまで神宮教の制度面の変遷に注目しつつ、その活動について述べてきた。神宮教の活動とは、大別すれば祭祀・教育・教化であつたといえる。これは、神宮教の教規が多く増補された、明治二十六年以後も変化はなかった。明治二十六年を画期として、神宮教では、教規が増補され、機関誌を発行し、独自の人材養成機関が設立された。こうした神宮教では、教化活動としての説教活動をかなり積極的に進めていた。これは神宮教の機関誌である『教林』から窺われる。この説教活動を支える教師には、神宮教の教義に関する知識のみならず、国学的な素養も求められていた。これは、神宮教の教育活動や、神宮教と皇典講究所・國學院との関わりからも窺われよう。ただし、実際の現場においてどのような説教や教化が行われたのかという問題は、今後の課題とせざるをえない。また、各地の神宮教会の活動や、国学者や神職と神宮教との関わり、神宮教の教師の活動や動向等、今後取り組むべき課題は未だ多く残されている。また、先行研究において指摘されている神宮教の主要な活動とされる神宮大麻・曆の頒布についても併せて検討していく必要がある。

註

- (1) 河野省三『宮川隨筆』(神宮司庁、昭和十七年)一四四頁。
- (2) 「神宮の教導職兼補を廃し葬儀に關与せざるの件」並びに、「神道神宮派、神道大社派、神道扶桑派、神道実行派、神道大成派、神道神習派、一派特立許可」阪本健一『明治以降神社關係法令史料』(神社本庁明治維新百年記念事業委員会、昭和四十三年)。
- (3) 井上順孝『解題田中義能の教派神道研究』(田中義能『神道十三派の研究』下巻所収、第一書房、昭和六十二年)十三頁を参照。
- (4) 教派神道に関する研究としては、中山慶一『教派神道の発生過程』(森山書店、昭和七年)、鶴藤幾太『教派神道の研究』(大興社、昭和十七年)共に、島園進・高橋原・星野靖二『宗教学の諸分野の形成』(第九巻所収、クレス出版、二〇〇

七年)に復刻。神宮皇學館々友会神社調査部編『宗派神道教典解説』(神宮皇學館々友会神社調査部、昭和十三年)等が存在するが、これらの研究でも神宮教に關してはほとんど論じられていない。また近年では、井上順孝の『教派神道の形成』(弘文堂、平成三年)も存在するが、教派神道の形成過程を論じる中で、神宮教時代について論じているものの、基本的には、阪本健一の『明治初期における神宮の教化運動』(『明治神道史の研究』所収、国書刊行会、昭和五十八年)の成果に依拠したものである。

- (5) 神宮教院・神宮教会に關する研究としては、前掲、河野『宮川隨筆』、岡田米夫編『東京大神宮沿革史』(東京大神宮、昭和三十五年)、久保田収『神宮教院と神宮奉齋會』(『明治維新神道百年史』第四卷所収、神道文化会、昭和四十三年)、前掲、阪本『明治初期における神宮の教化運動』、阪本是丸『東京大神宮百年の歩み』(東京大神宮、昭和五十五年)、西川順土『近代の神宮』(神宮司庁、昭和六十三年)、櫻井治男『地域社会における神葬祭の受容とその展開——三重県下の事例——』、『神宮教会所の顛末——三重県南部を中心として』(共に『地域神社の宗教学』所収、弘文堂、平成二十二年)、菅浩二『日本統治下の海外神社——朝鮮神宮・台湾神社と祭神——』(弘文堂、平成十六年)等がある。

- (6) 前掲、岡田『東京大神宮沿革史』
- (7) 前掲、久保田『神宮教院と神宮奉齋會』
- (8) 前掲、菅『日本統治下の海外神社——朝鮮神宮・台湾神社と祭神——』所収。
- (9) 以下の記述は主に、前掲の『東京大神宮沿革史』、久保田収『神宮教院と神宮奉齋會』、阪本健一『明治初期における神宮の教化運動』の成果に依拠している。
- (10) 明治初年の神宮における浦田長民の活動については、前掲、阪本『明治初期における神宮の教化運動』、三木正太郎『浦田長民を中心とする——神宮祠官の活動』(『明治維新神道百年史』第五卷所収、神道文化会、昭和四十三年)等を参照。
- (11) 前掲、阪本『明治初期における神宮の教化運動』二一八頁。
- (12) 前掲、同、二二〇頁。
- (13) 前掲、同、二二〇—二二二頁。
- (14) 前掲、同、二二六—二二八頁。ちなみに明治六年の段階では、愛国講社は地方によつては名称が区々であったため、明治六年十月十日に講社の名称を神風講社として統一する事を三重県参事、岩村定高に上申している。これは明治六年十一月十二日に承知の回答があった。
- (15) 前掲、同、二二三—二二五頁。
- (16) この遙拝殿の建設については、長民が早くから構想していたものである。長民は明治八年に神宮遙拝殿を東京に設けると共に、他にも京都と大阪にも遙拝殿を

設けるよう活動している。岡田米夫『大神宮崇敬の地方的発展』(『神宮・明治百年史』下巻、神宮司庁、昭和四十五年)を参照。

- (17) 前掲、阪本『明治初期における神宮の教化運動』、二三八—二四〇頁。阪本健一は「神宮教院規則」としているが、久保田収『神宮教院と神宮奉齋會』では「神宮教院規則」となっている。本論考では、久保田の記述に従った。

- (18) 前掲、久保田、二〇—二二頁。尚、『神宮教院規則』に關する引用については、特に断りのない限り久保田紹介の史料による。また、本稿では読みやすさを考慮し、史料の引用にあたっては正体字・異体字・合字等を適宜通行の字体に訂正した。

- (19) 前掲、阪本『明治初期における神宮の教化運動』、二三二—二三三頁。

- (20) 前掲、久保田『神宮教院と神宮奉齋會』、一二頁。

- (21) 前掲、阪本『明治初期における神宮の教化運動』、二三三頁を参照。また、久保田の解説によれば、「本務課のもとに結社掛と大麻頒布掛とを置いて、布教の事務に当らせ、講究課のもとに編輯係、講究係、教材係を置いて、「大教ヲ講明シ、神徳ヲ宣揚シ、兼テ講員及生徒ノ講義ヲ批正」せしめることとし、別に庶務課をおいた。」と述べられている。(前掲、久保田『神宮教院と神宮奉齋會』、二二—二三頁。)

- (22) 前掲、久保田『神宮教院と神宮奉齋會』、二四頁。

- (23) 前掲、阪本『明治初期における神宮の教化運動』、二三九—二四〇頁。前掲、久保田『神宮教院と神宮奉齋會』、二二—二三頁等を参照。また、久保田によれば、「十一年五月、さらに規制を改めて、第十三教区を二分して、新たに第十四教区を設け、鹿児島に本部をおき、鹿児島と琉球の教会を統轄させた。ついで十四年四月、教区を十七となし、第五教区本部を鶴ヶ岡から山形に、第十教区本部を広島から岡山に移し、新設の第十五教区本部は山口に、第十六教区本部は高知におき、第十七教区は関東地方におかれることになったが、本部の所在は未定であった。」と、要領よく神宮教院の教区の変遷を概括している。(前掲、久保田『神宮教院と神宮奉齋會』、二四頁。)

- (24) 國學院大學河野省三博士記念文庫(以下、河野文庫と略す。)所蔵、『神宮教会規制』(目録番号三〇六三)。また、同様の史料が同じ、河野文庫所蔵の『教典訓法章程』(目録番号三〇八一)に合綴されている。『教典訓法章程』には、他に、『教典訓法章程』、『教書編輯條例』、『神典要文』、『中教院規則』、『大教院規則』、『神宮教会教徒授業課目』、『皇大神宮大麻奉祀式』、『神風講社結取書 三部』、『神風講社定宿飯規則』が綴じられている。尚、本史料『神宮教会規制』は、刊記等にも成立年代を特定するような記載は存在しないが、本史料における教区の数が十三である点(ただし、地名にはいくつかの異同がある)、既に、分教会に

関する記載がある点から明治九年八月から明治十一年五月の期間に成立したものである。

(25) 前掲、岡田『東京大神宮沿革史』四二頁。

(26) 前掲、同、四六頁。

(27) 「神宮教規」は、明治十九年十一月から神宮教院内報道局が出版していた機関誌『教報』の、第一号から第六号にかけて載せられている。『教報』は、東京大学大学院法政学研究所附属近代日本法制史料センター明治新聞雑誌文庫所蔵（以下、明治新聞雑誌文庫と略す）。また、明治新聞雑誌文庫には、『教報』の一号から六号、十三号から十六号までが所蔵されている。

(28) 明治新聞雑誌文庫所蔵『教報』第一号（報道局、明治十九年十一月一日）二頁。

(29) 前掲、同、第二号（報道局、明治十九年十一月十一日）一頁。

(30) 前掲、同。

(31) 前掲、同。一―二頁。尚、第二号（報道局、明治十九年十一月十一日）には、第二章第二条から第五章第十四条まで、第三号（報道局、明治十九年十一月二十一日）には、第六章第十五条から第二十条まで、第四号（報道局、明治十九年十二月一日）には、第七章第二十一条から第二十五条まで、第五号（報道局、明治十九年十二月十一日）には、第八章第二十六条から第二十七条まで、第六号（報道局、明治十九年十二月二十一日）には、第二十八条から第三十四条までが収録されている。また、先に引用した七条以下の各規定を纏めて引用しておく。

第四章

教院

第八条 本教の事務を総轄する所を東京府下に置之を神宮教院と称す

第九条 本教の信徒を統率する所を本宮所在地に置之を神宮教本院と称す

第五章

教区

第十条 全国を大別して若干教区と為す

第十一条 教区の事務を提掌する所を必要の地に置之を神宮教第某教区某地本部と称す

第十二条 教区内を小別して本部の教務を分擔する所を置之を神宮教某地教会所と称す

第十三条 教会部内を小別して本会教務を分掌する所を置之を神宮教某地分教会所と称す

第十四条 教区一般結合せる信徒を神風講社と称し番号を以て之を区分し便宜に講社事務取扱所を置

第六章

職員

第十五条 本教に左の職員を置教務を執行す

第十六条 管長、弁理、弁理補、課長、録事
左の職員を置教務を助く

第十七条 教師を置左の如し
一等より
六等まで
八等まで
輔教
七級より
十五級迄に當る

一級 大教正 二級 権大教正

三級 中教正 四級 権中教正

五級 少教正 六級 権少教正

七級 大講義 八級 権大講義

九級 中講義 十級 権中講義

十一級 少講義 十二級 権少講義

十三級 訓導 十四級 権訓導

十五級 教師試補

第十八条 本校翼賛の客員を待遇する名称左の如し
贊襄 協賛 贊助

第十九条 本部以下各教会所に職員を置こと左の如し
本部長 副長 録事
教会所長 副長 録事
分教会所長 副長 録事

神風講社 役員を置左の如し
社長 副社長 取締役 副取締役 世話掛

第二十条 第七章 職制
管長ハ本教百般の機務を総理し部属の教師職員の進退黜陟賞与懲戒等を掌り並に會議を開閉し議決を認否す

第二十一条 弁理ハ管長を補佐し庶務を整理し管長事故あるときハ其代理たるを得
弁理補ハ掌ること弁理二重
課長ハ該課の事務を負担す
録事ハ該課の事務に従事す
教監ハ教務監察す
輔教ハ教務を補佐す

第二十二条 本部長ハ教区内一切の教務を提掌し本院の事務を分担し其責に任ず
副長ハ掌こと本部長に亜
第二十三条 教会所長ハ所轄の教務を提掌し本部の事務を分担す

第二十四条 副長ハ掌こと教会所長に亜
分教会所長ハ所轄の教務を提掌し教会の事務を分掌す

第二十五条 副長ハ掌こと分教会所長に亜
社長ハ講社中の事務を掌る

副社長ハ掌る事社長に亜
取締ハ講社中の庶務出納を分掌す
副取締ハ掌ること取締に亜
世話掛ハ社中の雑務に従事す

第八章 撰挙法及試験法

第二十六条 後任管長ハ管長に従學し道統相伝學術徳望著明なる者を以て管長之
を選し政府の認可を乞
但し管長本条の手續を成と能ざる時ハ本部長の公選に依り弁理之を
決定して認可を乞

第二十七条 本教の教師を取る左の試験法に抛り成規の修學者に限る尤成規學と
ハ小学卒業及本教試験の及第者をいふ
但行狀人を率ゐるにたり且徳望衆を服する者の特撰するハ此限に
非す

十五級 立教大意 諄詞

十三級 祝詞作文 十四級

十二級 古語拾遺講義 十二級

九級 古事記講義 十級

七級 日本紀講義 八級

五級 古事記日本紀及本教經典探題講義 六級

三級 一級 二級 四級

已上特別昇級とす但管長の意見を以て之を行ふ

第九章 雜則

第二十八条 祠宇教院教会所分教会所等を新設及他県に移転するときハ必成規を

第二十九条 履管長の添書を以て之を管轄庁に請
祠宇教院教会所分教会所転換廃止の際之を其管轄庁に告

第三十条 教院本部教会所分教会所の財産ハ各区分を定め所轄権を異にするを
以て混淆すべからず

第三十一条 教院に属する財産ハ管長之を管理す
本部に属する財産ハ本部長之を監理す
教会所に属する財産ハ教会所長之を監理す
分教会所に属する財産ハ分教会所長之を監理す
教会講社を結集する綱領左の如し

第三十二条 立教大意ハ終身服膺す
倫常の道を守り敬神尊皇の誠を竭す
社中同胞の親を為し吉凶禍福を相輔け疾病患難を相救ふ
斯社に入んとするにハ前三件を誓約したる後に非れバ其人を名簿に
記するを得す

講社長を撰ふハ端正忠厚の人に限るべし
説教講談ハ講社の便宜に従ひ事の緩急を計定日を伸縮し産業の妨な
きを要す
社中子弟父兄の教誨に遵はず言行道に違ふ者ハ社長親く懇諭して改
心せしむるを要す
報賽臨時の祭典に托し猥に冗費をなし良民の座を破らしめざるを要す
異端邪説に惑はざるを要す

第三十三条 本教に勤勞あるものハ左の章を授く
表功章 一級より十級に至る

第三十四条 本教の教師生前功勞特別なるハ之に職を追贈す
(32) 前掲、岡田『東京大神宮沿革史』四九―五〇頁。また、「惟神旨三章」を以下
に示す。

惟神旨

一、天祖天之御中主神、大元の初に天地日月を鑄造し、神人万物を化育し給
ひし其産靈の神徳を講明す
一、皇祖高皇産靈神、天照大御神の皇孫に神器を授けて、天宗一系の基を開
き給ひ、斯民を治め給ひし本教の原由を詳悉す
一、人をして大倫を修めしむるに惟神の大道を以てし、幽顕の神理を究窮し
て、其安神を遂げしむ
是その大旨なり

(33) 『教林』は、神宮教院の機関誌で、明治二十六年七月二十日に第一号が発行された。後第七十四号まで発行され、『祖国』へと名称を変えた。尚、『教林』発行の目的は次のように記されている。

『教林』は神宮教院より発行すと雖も決して、神宮教一派の機関を以て、安ずるものに非ざるなり。其志す所は世界の神道、其論ずる所は諸般の宗教、其講明する所は日本哲学、其提携する所は、世上の諸神道にあり、豈一の神宮教にあらんや、豈一の神宮教にあらんや。之を教林発行の主旨となす。

(『教林』第二号、七頁。)

また、現在、『教林』をまとめて所蔵している機関は、明治新聞雑誌文庫(一号から四十六号、五十六号・五十八号)と、国立国会図書館(三十一号から七十四号)である。本稿では、一号から三十号までを明治新聞雑誌文庫所蔵のものを、三十一号から七十四号までは国立国会図書館所蔵のものを参照した。

(34) 前掲、岡田『東京大神宮沿革史』六〇―六一頁。

誓約書

今般教規修正ヲ初メ、学寮開設、雑誌発行之実施、殊ニ伊勢本院改築ノ儀等ヲ決議シ、御認可相成候ハ、本教未曾有ノ美事ニ候、就テハ其財源タル各本部納金ノ納期ヲ誤ラサル事ヲ誓約シ、茲ニ認印ヲ捺ス、若三十日ヲ経過シ、仍此約ニ違フトキハ、規則通りノ御処分ヲ受、毛頭異存無之候、依テ本書ヲ奉呈仕候也

明治廿六年四月廿七日

神宮教上田本部副長心得

池田 一次郎印

(以下地方本部長の連署あり)

(35) 国立国会図書館所蔵、竹内拙三編『神道教規大全(改正)』(報行社、明治二十九年)所収。

(36) 前掲、『神道教規大全(改正)』所収「神宮教教規」二八五頁。

(37) 前掲、岡田『東京大神宮沿革史』四一頁、前掲、久保田「神宮教院と神宮奉斎会」四〇―四三頁等を参照。

(38) 藤井稜威については、国立国会図書館所蔵『藤井稜威大人拾年祭歌集』(神宮奉斎会広島本部、明治四十二年)を参照。

(39) 『教林』第七号(教林社、明治二十七年一月)三三頁。また、神宮教の主祭神は、明治三十一年四月に豊受大神を加えられ、天照大神と豊受大神の二柱となっている。

(40) 前掲、『神道教規大全(改正)』二八六―二八七頁。「神宮教教規」第八条から第十五条を参照。

(41) 前掲、同、二八八頁。念のため、第十五条を次に記しておく。

第十五条 信徒ヲ結合シテ一団ヲ為ス者ヲ神風講社ト称シ番号ヲ以テ之ヲ区分シ便宜ニ講社事務取扱所ヲ置ク其位置ハ本部長之ヲ定メ管長ニ報告ス所属教会ニ於テ結合スル講社ハ前項ノ番号ニヨラス単ニ(設立ノ主名)講社ト称ス講社事務取扱所ヲ設ケルハ前項ニ同シ

(42) 前掲、同、二八八―二九〇頁。「神宮教教規」第十六条から第二十二条を参照。

(43) 前掲、同、二九〇―二九五頁。「神宮教教規」第二十三条から第四十六条を参照。

(44) 前掲、同、二九五―二九八頁。「神宮教教規」第四十七条から第五十五条を参照。

(45) 『教林』第三三三号(明治二十九年、三月)五七―五八頁。

(46) 前掲、同、五八頁。

(47) 前掲、同、五八―六二頁。

(48) 『教林』第三三二号(明治二十九年、二月)六三―六四頁。

(49) 『教林』第三四四号(明治二十九年、四月)五〇―五四頁。

(50) 前掲、『神道教規大全(改正)』二九四頁。「神宮教教規」第四十二条を参照。

(51) 前掲、『神道教規大全(改正)』所収「神宮教教師検定条規」三〇七頁を参照。

(52) 前掲、『神道教規大全(改正)』三〇八―三一〇頁。「神宮教教師検定条規」第一条から第十条を参照。

(53) 『教林』第一号(明治二十六年七月)六一―六二頁。

(54) 『教林』第三三三号(明治二十六年九月)五五頁。

(55) 前掲、同、五九―六〇頁。

(56) 『國學院大學百年史』上巻(國學院大學、平成六年)一五四―一五九頁の「草創期の講師陣」を参照。

(57) 大沼宜規編『小中村清矩日記』(汲古書院、平成二十二年)五七一頁。

(58) 前掲、大沼『小中村清矩日記』を参照。例えば、明治二十六年十一月廿二日条には、「午前十時国学院出、職員令・儀制令を授く。午後一時卅分神宮教院行、職員令講義三時卅分了て根岸行。」とあり、同年十二月十五日条には、「午後二時神宮教院へ出、職員令講義四時了ル。」とある。

(59) 『教林』第四号(明治二十六年十月)五三―五四頁。

(60) 前掲、同、五四―五五頁。

(61) この契約の詳細については、前掲、『國學院大學百年史』上巻二四七―二四九頁。或いは、前掲、『東京大神宮沿革史』八五―八八頁を参照。

(62) 『國學院大學百年史』上巻二四九頁。

(63) 『國學院雑誌』(第二巻、第五号、明治二十九年)一一〇頁。また、國學院の学生による批判については、前掲、『國學院大學百年史』上巻、二五三―二五五頁を参照。